○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
陸前高田市気仙町字福伏一七四番一から同市気仙町字要谷一〇三番九まで	前	一二・四〇～四六・七〇メートル	〇〇・五三一キロメートル
	後	一八・三〇～五三・三〇メートル	〇〇・五三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市唐丹町字大曽根一三二番二から同市唐丹町字大曽根一五三番二まで	前	一五・三〇～五二・二〇メートル	〇〇・六七〇キロメートル
	後	一八・七〇～五二・二〇メートル	〇〇・六七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　四十五号　供用開始の区間　図面縦覧場所　陸前高田市気仙町字福伏一七四番一から同市気仙町字要谷一〇三番九まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市唐丹町字大曽根一三二番二から同市唐丹町字大曽根一五三番二まで	前	一五・三〇～五二・二〇メートル	〇〇・六七〇キロメートル
	後	一八・七〇～五二・二〇メートル	〇〇・六七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　四十五号　供用開始の区間　図面縦覧場所　釜石市唐丹町字大曽根一三二番二から同市唐丹町字大曽根一五三番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮古市田老字水沢一七七番五から同市田老字水沢一七七番一まで	前	一五・〇〇～六八・六〇メートル	一・四三三キロメートル
	後	一五・〇〇～六八・六〇メートル	一・四三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市嬉石町三丁目七八番一から同市松原町二丁目三二番二まで	前	一〇・七〇～一三・七〇メートル	〇〇・六一一キロメートル
	後	一〇・七〇～一三・七〇メートル	〇〇・六一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所